

# 霧島市再生可能エネルギー発電設備の 設置に関するガイドライン

平成28年6月1日

## 霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

### 1 ガイドライン策定の経緯と目的

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

しかしながら、太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、発電出力が1,000キロワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電設備等においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりました。

このような中、霧島市においても、同様のケースが顕著となっているため、霧島市環境基本計画にある環境配慮指針に基づき、本ガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインは、霧島市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境が構築されるよう適切な管理を促すとともに、設置に関連する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としています。

### 2 定義

このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとします。

- (1) 事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電事業を行う者をいう。
- (2) 発電設備：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (3) 発電事業：発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (4) 発電出力：発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (5) 近隣関係者等：設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者も含む。）又は発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む。）をいう。

### 3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力及びバイオマスを活用した次の発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象としています。

- (1) 太陽光発電設備のうち、発電出力が1,000キロワット以上のもの
- (2) 水力発電設備のうち、発電出力が500キロワット以上のもの
- (3) 風力発電設備のうち、発電出力が1,000キロワット以上のもの
- (4) バイオマス発電設備のうち、発電出力が500キロワット以上のもの

#### 4 発電設備の設置に協議を必要とする区域

霧島市内全域を対象とします。別表3を参照の上、事前に県又は市の関係部署と協議を行ってください。

なお、別表1で示した区域については、景観上、特に配慮を要する区域ですので、事前に担当課（建設部都市計画課）と十分な協議を行ってください。

#### 5 適正に発電設備の設置を誘導するための配慮事項

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をしてください。

##### (1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 急傾斜地及びその周辺への設置は、災害防止の観点から極力避けてください。

イ 土地の形質変更は、最小限に留めてください。

ウ 雨水を敷地内で処理できる対策をとってください。

エ 土砂の流出を防止する対策をとってください。

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に留めてください。

##### (2) 良好な景観の保全

ア 国立公園内及び主要な眺望景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮してください。

イ 海岸、河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮してください。

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用してください。

##### (3) 生活環境の保全

ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等に配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策をとってください。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとってください。

#### 6 事業の周知等

事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を市に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会を開催することや、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応が求められます。

周知等に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成を図ることについて配慮してください。

##### (1) お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を、事業に着手する前から工事が完了する日まで、敷地内の見やすい場所に設置してください。

(2) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかとなった時点で、発電設備設置の施工内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めてください。

(3) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会を開催したときは、周知実施報告書（様式第1号）を市長に提出してください。

(4) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めてください。また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応してください。

7 事業計画の届出

事業者は、事業に着手する日の90日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第2号）に別表2に掲げる資料を添えて市長に提出してください。

8 事業計画変更の届出

事業者は、上記7の規定により提出した計画書（様式第2号）の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置変更届出書（様式第3号）に別表2に掲げる資料（変更があった部分に限る。）を添えて市長に提出してください。

9 事業の取りやめの届出

上記7により計画書（様式第2号）の届出をした事業者が、事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書（様式第4号）を市長に提出してください。

10 事業完了の届出

事業者は、事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業完了届出書（様式第5号）を市長に提出してください。

11 発電設備の廃止の届出

事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書（様式第6号）を市長に提出してください。

12 関連法令等の事前確認

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めてください。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び担当窓口一覧は別表3に掲げておりますので、

参考としてください。

### 13 発電設備の適切な管理

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行ってください。

#### (1) 管理看板の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置してください。

#### (2) 敷地内への立入防止

事業者は、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとってください。

#### (3) 発電設備敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行ってください。

#### (4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去してください。

#### (5) 発電設備を撤去する場合の対応

発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、速やかに適正な処理を行ってください。

#### (6) 発電設備を廃止した場合の対応

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、現況復帰に努めるなど、適切な措置をとってください。

#### (7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を講じてください。

### 14 市の施策への協力

(1) 事業者は、霧島市再生可能エネルギー事業者協議会への加入を含め、環境学習関連の見学等に積極的に協力し、地域貢献に努めてください。

(2) 事業者は、市が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するよう努めてください。

### 15 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すことがあります。

### 16 適用

本ガイドラインは、平成 28 年 6 月 1 日から適用します。